# エコアクション21環境活動レポート

## 2019年度

対象期間2019年4月1日~2020年3月31日



発行日 2020年6月1日

# 帯広スバル自動車株式会社



# 目次

1.	エコアクション21とは	1
2.	会社概要	2
3.	環境方針	6
4.	環境目標	7
5.	主要な環境活動計画の内容	8
6.	環境活動の取組結果と評価	10
7.	環境関連法規への違反、訴訟等の有無	15
8.	代表者による全体評価と見直しの結果	16

# 【1】エコアクション21とは

エコアクション21は、 環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)です。

一般に、「PDCAサイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する 手法を定めていて、あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組ん でいただけるよう工夫されています。

エコアクション21では、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的、効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。

この環境経営システムを構築、運用、維持することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営面でも効果があります。

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。

エコアクション21では、環境経営レポートの作成と公表を必須の要件として 規定しています。環境コミュニケーションに対する真撃な姿勢こそが、社会から の信頼を勝ち得るとともに、企業が発展していくための重要な方法の一つである と言えます。

エコアクション21に自主的・積極的に取り組み、ガイドラインで規定している環境経営システム及び環境経営レポートの要求事項を満たす事業者に対し、第三者が一定の評価を与える制度としてエコアクション21の認定・登録制度が実施されています。この制度において認証・登録を受けるためには、事業者は「全組織・全活動(事業活動及び製品・サービス)を対象にエコアクション21に取り組む」ことが必要です。

### 【2】会社概要

#### (1) 事業署名

帯広スバル自動車株式会社

#### (2) 所在地

本社 **〒**080-0043 北海道帯広市西13条北1丁目1番地

カースポット帯広 〒080-0011 北海道帯広市西1条南33丁目19番地

### (3) 代表者氏名

代表取締役 石原 隆

### (4) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境責任者 江本 久志

EA21推進事務局 江本 久志 · 石原 寛

連絡先 TEL 0155-36-1251

FAX 0155-35-0667

### (5) 事業の内容

- 1. 自動車の販売
- 2. 中古自動車の販売
- 3. 前各号に関する部品・用品の販売及び修理
- 4. 自動車の修理・整備
- 5. 損害保険代理業及び自動車賠償保障法に基づく保険代理業

### (6) 事業の規模

年間売上高 1758百万円 (2019年度)

新車販売再数 424台 (2019年度)

中古車販売台数 308台 (2019年度)

従業員数 42人 (2019年3月現在)

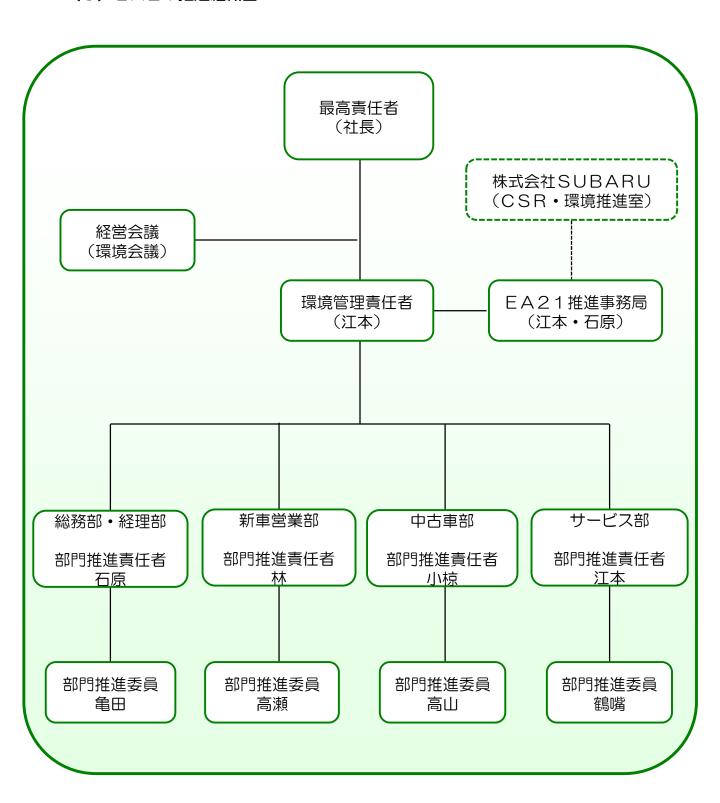
店舗数 2店舗 (2019年度)

### (7) EA21認証登録範囲

帯広スバル自動車株式会社

自動車・中古車の販売、自動車部品・用品の販売、自動車の修理・整備、損害保険代理業及び自動車賠償保障法に基づく保険代理業

### (8) EA21推進組織図



### (9) EMS推進責任者権限

担当者、会議体	役割、責任及び権限
社長	• 環境マネジメントシステム(EMS)執行の最高責任者
	• 環境方針を定める。また必要に応じ見直す
	• EMSの見直し(マネジメントレビュー)を行う
	要員(人材)、設備、資金等の資金源を経営上対応可能な範囲で用意する
	• 環境管理責任者を任命する
環境管理責任者 (江本)	• 本業の業務とは関わりなく、EMSを確立・実施・維持する責任と 権限を有する
	・ 環境方針に沿って全社環境目標(中期と当該年度)を策定する
	・ 『環境関連法規制等一覧表』を作成し、最新状態を維持する
	• 環境マニュアル、手順書、帳票等の文書を維持管理する
	・ 緊急事態の訓練を計画し、実施する(部門の実施を推進する)
	• 環境に関する行政機関対応の責任者(法規制対応も含む)
	・ マネジメントレビューの報告情報を取り纏め報告する
	• 環境に関わる教育訓練を推進する
	・ 外部からの苦情対応の責任者
EA21推進事務局 (総務部長)	• 環境管理責任者を補佐し、EMSの確立・実施・維持全般に関する 事務局業務をおこなう
   「事務局」と呼称・	・ 環境マニュアル・手順書・帳票等の見直し、最新版管理
表記する場合がある。	• 各部門との調整、情報の伝達
	・ 全社EMSの進捗管理、審査対応窓口(外部との調整を含む)
	・ マネジメントレビューの情報収集・整理
	・ 株式会社SUBARUの環境推進部門との窓口
部門推進責任者	• 各部門の環境活動の実質的な実施責任者
	・ 各部門長(担当する部長)が担当する
部門推進委員	・ 部門推進責任者を補佐し、実質的な活動の推進者
	• 部門長が指名した者
	・ 必要な場合は、事務局の元に推進員を置くことが出来る

担当者、会議体	役割、責任及び権限
一般従業員	<ul> <li>環境活動の重要性を自覚し、必要な環境教育訓練を受け、環境方 針・環境目標・環境活動実施計画書に基づいて、日常の環境活動に 取り組む</li> </ul>
マネジメントレ ビュー	• 主催者:社長
	• 構成員: 社長、環境管理責任者、事務局、経営会議メンバー
	<ul> <li>会議の目的:EMSを規定した通り適切に運用しているか、有効に 機能しているか、目標の達成状況、問題点の明確化と改善の方向を 示す</li> </ul>
	• 開催頻度:経営会議の場を利用して行う。2回/年(10月、4 月)
	• 記録の有無:記録を残す(「マネジメントレビュー議事録」)
経営会議	主催者:社長
(環境に関わる事項 についてのみ)	構成員: 社長、江本(環境管理責任者)、石原(事務局)、その他 社長の指名者
	会議の目的:環境活動に関する重要課題は、経営会議の議題として 取扱う。
	開催頻度:1回/月
	記録の有無:記録を残す

### 【3】環境方針

### 環境方針

### 《基本理念》

私たちの住む町は、北海道東部とかち平野に位置し自然豊かな環境にあります。 そのような環境の中、弊社は自動車販売・整備・自動車車保険業に携わる事業者 として地域及び次世代の環境を常に考え、住み良い地域にあらゆる面で環境保全 に配慮して行動します。

### 《基本方針》

この理念のもと、当社が行う自動車及び部品販売、整備、保険業務に関する事業活動が環境に与える影響を考慮し、以下の環境保全活動を推進します。

- 1. 事業活動の全領域で、省資源、省エネルギー(CO2削減を含む)、リサイクル、公害防止に配慮した活動を行います。
- 2. 環境汚染を未然に防止するとともに、環境マネジメントシステムと環境パ フォーマンスが継続的に改善できるように推進します。
- 3. 適用する環境関連の法規制、条例、及び当社が同意するその他の要求事項を 遵守します。
- 4. 特に次の環境保全の重要項目に対して、環境目標を設定し取り組み、必要があれば見直しを行います。
  - ① 省エネルギーの推進(電力使用量、燃料使用量)
  - ② 省資源(水使用量、紙使用量)
  - ③ 廃棄物の排出抑制と適正処理(一般廃棄物及び産業廃棄物排出量削減)
  - ④ 会社周辺の清掃を積極的に行い、地域の環境改善に貢献する
  - ⑤ 環境配慮商品の購入促進
  - ⑥ 環境対応事業の拡販(環境対応対策車の販売促進・車検整備、法定点検、 点検パック付帯車の入庫促進)
  - ⑦ 整備作業の効率化(効率化による残業減少など)
- 5. この環境方針を全従業員に周知し、教育活動を推進します。

令和2年2月1日 帯広スバル自動車株式会社 代表取締役 石原 隆

# 【4】環境目標

### (1)環境負荷の状況

環境への負荷の自己チェックの結果、2017年度の当社の主な環境負荷の状況は下表の通りとなりました。

項目		単位	2017年(基準年度) ※ ※(2017年4月~2018年3月)		
電気使用量		kWh	130,003		
	ガソリン	L	68,906.1		
燃燃	軽油	L	9,656		
料	灯油	L	45,855.3		
	LPG	kg	84.9		
水道使用量		m³	1,082		
廃棄物 産業廃棄物		t	32.4		
紙(コピー紙)使用量		枚	452,000		
二酸化炭素排出量		kg-CO2	387,981		

<sup>※</sup>購入電力の二酸化炭素係数は平成25年度北海道電力0.000678t-CO2/kwhを使用

### (2) 環境目標(2018年~2020年)

基準年(2017年度)をもとに下記のように目標を設定しました。

項目		単位	2018年度	2019年度	2020年度
電気使用量 (削減率)		kWh	1%	2%	3%
	ガソリン	اــا	1%	2%	3%
燃 料	軽油	L	1%	2%	3%
	灯油	L	1%	2%	3%
(削減率)	LPG	m³	1%	2%	3%
水道使用量(削減率)		m³	1%	2%	3%
廃棄物 (産廃・一廃)(削減率)		t	1%	2%	3%
紙(コピー紙)使用量(削減率)		Kg	現状維持	現状維持	現状維持
二酸化炭素排出量 (削減率)		kg-CO2	1%	2%	3%
社会貢献 (清掃活動)			1 🗆	10	1 🗆
環培	車検	台	現状維持	現状維持	現状維持
環境対事業	法定点検	台	現状維持	現状維持	現状維持
尹 業 	点検パック	台	3%	3%	3%

### 【5】主要な環境活動計画の内容

### (1)数値目標を達成するための取組

### ①電気使用量削減

- (1) 室内照明の消灯管理
- (2) 広告灯、外灯の消灯管理
- (3) OA機器等の節電管理
- (4) 空調機器の管理

### ②燃料使用量削減

- (1) 自動車の運転は、環境確保条例に定める『アイドリングストップ』を順守すること
- (2) 営業活動における顧客訪問時には、効率的な巡回コースを設定して取り組むこと
- (3) エコドライブ5ヶ条を守ること

### ③水使用量削減

- (1) 水の使用は、必要な量を必要な時間だけ流し、流量・時間に十分注意 して使うこと
- (2) 漏れが止まらない場合や、水道管が破裂した場合は、速やかに管理担当者に連絡し修復すること
- (3) 蛇口付近に、節水を呼びかける貼紙などを貼り節水に心がける

### 4 廃棄物量削減

- (1) 事務所から排出するゴミの管理は、適正に分別して計量し保管、排出する
- (2) 産業廃棄物管理の詳細は、別途「廃棄物管理手順書」に定める

### ⑤紙使用量削減

- (1) 通知資料等は回覧や掲示板を活用し、コピー量を減らすこと
- (2) 社内LANや電子メールの活用によりペーパーレス化を図ること
- (3) コピーは原則的に両面とすること
- (4) 個人情報等の記載のないリサイクル紙を使用する

### ⑥グリーン機材の導入

(1) PC・プリンター等OA機材を入替・増設する際は進んでグリーン商品 を採用する

### ⑦環境対応事業の拡販

- (1) 環境対応対策車(エコカー)の販売促進
- (2) 車検整備・法廷点検入庫促進

### (2) その他の取組

①環境関連法の順守…………… 法規制、社内基準の順守。関係者への教育を実施

する。

②社会貢献環境保全活動の推進… 地域密着型拠点実現のため社会への環境活動を進

める。社屋周辺の定期的な清掃活動

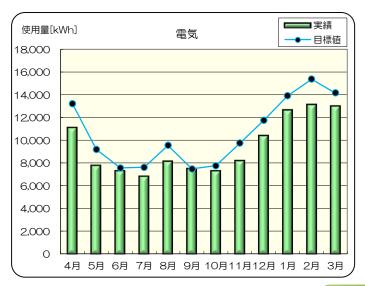
③環境教育の実施……… 年間教育計画に基づき社員への教育を実施する。

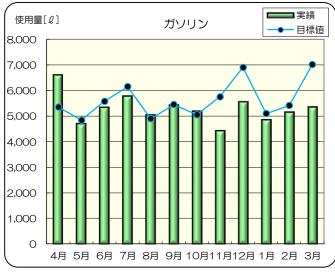
# 【6】環境活動の取組結果と評価

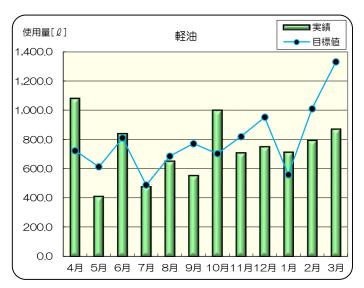
### (1)環境実績

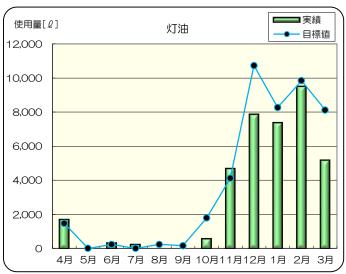
項目		甘港在帝		2019年度				
		単位	基準年度 (2017年度)	削減 目標	2019年度の 4~3月目標値	2019年度の 4~3月実績	対基準年削	減率判定
電気使用量		kWh	130,003	2%	127,403	113,251	-12.9%	0
	ガソリン	L	68,906.1	2%	67,528	63,322.1	-8.1%	0
燃	軽油	L	9,656		9,559.5	8,403.8	-13.0%	0
料	灯油	L	45,855.3		44,938.2	37,279.8	-18.7%	0
	LPG	kg	84.9	2%	83.2	102.3	+20%	×
水道使用量		m³	1,082	2%	1,060.4	1,050	-3%	0
産業廃棄物		t	32.4	2%	31.7	29.3	-9.6%	0
紙(コピー紙)使用量		枚	452,000	現状 維持	452,000	404,000	-10.6%	0
二酸化炭素排出量		kg- CO2	387,981	2%	380,221	340,070	-10.5%	0

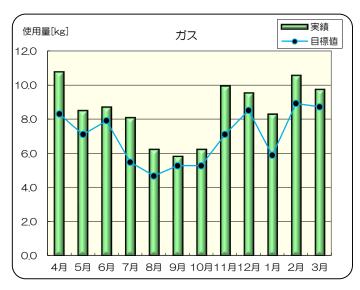
	単位	位 基準年度 (2017年度)	2019年度					
項目			増加目標	2019年度の 4~3月目標値	2019年度の 4~3月実績	対基準年度は	曽加率判定	
車検	台	1,239	現状維持	1,239	1283	+3.4%	0	
法定点検	台	1,217	現状維持	1,217	1398	+12.9%	0	
点検パック	台	361	3%	372	279	-33.3%	×	

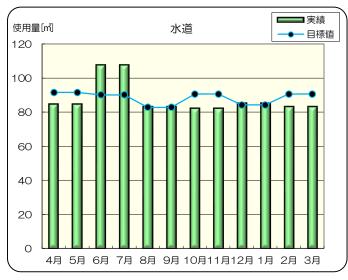


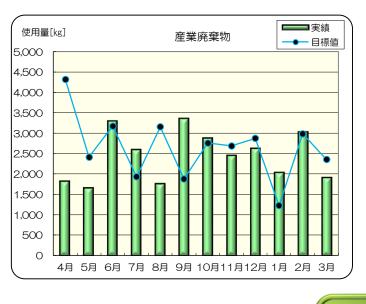


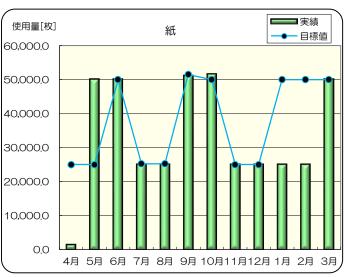












### (2) 数値目標を達成するための取組結果と今後の取組内容

### ①電気使用量削減

結果:対基準年より12.9%削減することができた。残業が減り冬場の電気使用量が減った。

対応:①蛍光灯器具等の定期的な清掃、メンテナンス

②窓際の照明を減灯

③時間意識をより高め効率の良い仕事の実績と残業減へ繋げる

#### ②燃料使用量削減

<ガソリン>

結果:対基準年より8.1%削減することができた。増税による販売台数の減少により 給油が減った。

対応: ①タイヤの空気圧の調整・不要な積荷の整理をする

②代車の返却時、満タン給油は実施できている。継続を維持する

③営業車は、セールス同士が行動予定を共有し、無駄に外出しない 仕組みの構築

### <灯油>

結果: 対基準年より18.7%削減することができた。冬期間の暖房は気候に左右され やすいが室内温度の管理が良くできた。

対応: ①引き続き、こまめに室温状態を確認し、適正な温度を保つ ②暖房機器のフィルター清掃

### <軽油>

結果:対基準年より13.0%削減することができた。リコール対応が増えた中、削減することができた。

対応:①納車引取は極力来店型へ

②しっかりとスケジュールを組んで搬送車を使う

#### <ガス>

結果:対基準年より20.0%増加してしまった。給湯器の設定温度が高すぎたため 使用料が増えた

対応:再度給湯温度の確認、定期管理の徹底

### ③水使用量削減

結果:対基準年より3.0%削減することができた。入庫時の洗車有り無しの徹底の成果だと思う。

対応: ①洗車機の定期的なメンテナンス

②必要な量を必要な時間だけ流し、流量・時間に十分注意して使う

### ④廃棄物量削減

結果:対基準年より9.6%削減することができた。

対応:可能な限り分別し、資源ごみを確実に再資源化する

### ⑤紙(コピー紙)削減

結果:対基準年より10.6%削減することができた。極力紙の印刷はせず、電子メールでペーパーレスを図った成果が出た。

対応: ①より電子メールの活用でペーパーレス化を図る ②印刷前確認を徹底しミスプリントを減らす

### ⑥グリーン機材の導入

結果:購入商品の半数をエコ商品で購入することができた。

対応:エコ商品購入時の意識付けを継続

### ⑦環境対応事業の拡販

新車販売台数・車検は昨年より増加した。

車検・法定点検の入庫促進については、入庫促進やアフターフォローなど営業だけではなく全社員で取り組む必要がある。

### ⑧その他の取組み

環境関連法規の順守

現状は更なる意識向上が必要である。

社会貢献環境保全活動の推進

自販連(日本自動車販売店協会)からの要請により、今年度も本社国道沿いで年2回の「自動車ディーラーおはよう交通安全街頭啓発旗振り」に参加した。

スピードダウン・安全運転を推進することで環境負荷低減の一端を担うことが出来た。





### 環境教育の推進

新入社員を対象として地球環境の現状、企業の社会的責任の必要性、及び当社のエコアクション21環境マネジメントシステム導入の意義と重要性等について全体教育の形で意識向上を目的として教育を実施した。

このような意識の維持・向上には定期的で繰り返しの実施が不可欠と考えている。

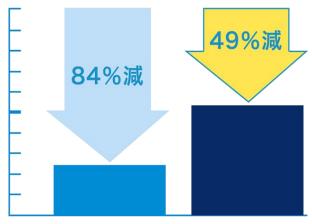
### アイサイト事故率

ステレオカメラにより実現した5つの機能を備えたスパルの運転支援システム。

今現在では v e r 3まであり、機能性向上と新機能により様々な運転領域を サポートする事ができる。下記図はアイサイト搭載車の事故率をグラフにし たものである。これによりアイサイト搭載車がいかに事故が減っているか分 かる。

### アイサイト搭載車の事故率グラフ

アイサイト搭載車\*<sup>1</sup>の 追突事故・歩行者事故発生率グラフ\*<sup>2</sup>



追突事故発生率 歩行者事故発生率

\*1:アイサイト (ver.2) 搭載車

\*2:公益財団法人・交通事故総合分析センター(ITARDA)のデータを基に独自算出

# 【7】環境関連法規への違反、訴訟等の有無

### (1) 適用される主な環境法規等

主な適用法規	要求事項
騒音規制法	規制基準の遵守、特定設備の届出
振動規制法	規制基準の遵守、特定設備の届出
廃棄物処理法	保管基準、委託基準の遵守、許可業者への処理委託、適正な委託契約の実施、マニフェストの適正 運用管理、マニフェスト交付状況の年度報告、廃棄物表示の提示
消防法 带広市火災予防条例	貯蔵数量の遵守、定期の消防設備点検・報告、 火災発生時の緊急連絡
家電リサイクル法	特定家庭機器の適正処理
自動車リサイクル法	業者登録、使用済み自動車の適正処理
帯広市環境基本条例	公害防止担当者、事故(発生時)の届出等
北海道循環型社会形成推進条例	優良事業所以外の産廃廃棄物処分業者の視察(年 1回) 産業廃棄物の処分委託に関する実地確認記録の作 成
フロン排出抑制法	四半期に1回の簡易点検(室外機) ※7.5kW以上の室外機は有資格者による3年 に1回の定期点検を依頼 第一種特定製品の簡易点検記録簿(機器ごと)の 作成

### (2) 違反、訴訟等の有無

当社における環境関連法規等への違反はありません。 なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありません

## 【8】代表者による全体評価と見直しの結果

### ①環境活動計画の実施状況及び環境目標の達成状況

活動計画及び目標は的確に定められており実施されている。全社員に更に徹底して意識付けする必要がある。

### ②苦情を含む社外の利害関係者からの受付結果

昨年同様、社外からの苦情はなかった。 社屋周辺の清掃を積極的に行い、地域の模範となるよう活動していく。

### ③環境法規制、その他の要求事項の順守状況

知事に「産業廃棄物管理票交付状況等実施報告書」の届出洩れが無いよう環 境管理責任者と推進事務局で確認していく必要がある。 マニフェスト管理は総務部で管理すること。

### ④当社に関係する環境法規制、条例等の変化・変更の状況

特に不備は無い。 年1回の防災訓練の実施を徹底すること。

### ⑤是正処置、予防処置の結果又は取り組み状況

該当事項は無かった。

### ⑥環境方針の見直しの必要性

現状内容で継続していく。

### 《総括》

多くの項目が削減できたが、これは車の販売台数が昨年より減った関係で削減できたとも言える。販売台数が増えても経費を維持できるようにしないといけない。整備入庫台数に関しては、今年と同様な入庫台数になりそうなので、そこから以下に削減するかが今後の課題。また来年度もより一層削減に努めていきたい。